



青葉ニュースレター

Vol. 69

2019 年 6 月 5 日

はじめに

本報告書について

本報告書は、青葉ビジネスコンサルティングが独自で作成したものです。

本報告書の目的

本報告書は、主に中国へ進出されている、またはこれから中国進出を検討されている日系企業の皆様を対象に、中国国内での経営活動や今後の中国ビジネスに重大な影響を及ぼしうるような国家・地方レベルの最新の法律法規と関連政策の主な内容とその影響、日系企業をはじめとする外資系企業の取るべき主な対策などを紹介することを目的として作成されています。

免責事項

- 1.本資料はあくまでも参考用として作成されたものであり、法律や財務、税務などに関する詳細な説明事項や提案ではありません。
- 2.青葉コンサルティンググループ及びその傘下の関連会社は、本報告書における法律、法規及び関連政策の変化について追跡報告の義務を有するものではありません。
- 3.法律法規の解釈や特定政策の実務応用及びその影響は、それぞれのケースやその置かれている状況により大きく異なるため、お客様各社の状況に応じたアドバイスは、各種の有償業務にて承っております。

青葉コンサルティンググループ:

香港: 香港灣仔港灣道 30 号新鴻基中心 3 階

TEL: (852) 2850 8990 FAX: (852) 2850 7151

北京: 北京市朝陽区建国門外大街甲 24 号東海中心 605 室

TEL: (86-10) 6522 8158 FAX: (86-10) 6512 7168

広州: 広東省広州市体育西路 109 号高盛ビル 12 階 B 室

TEL: (86-20) 3878 5798 FAX: (86-20) 3878 5337

目 次

「外商投資法」	4
【背景】	4
【影響】	4
【主要内容】	4
国家市場監督管理局「企業登記管理条例」「企業法人登記管理条例」等の改定に基づく行政法規の公開意見徴収	6
【背景】	6
【影響】	6
【主要内容】	6
2019 年度外商投資企業年度投資経営情報連合報告作業への展開に関する通知	8
【背景】	8
【影響】	8
【主要内容】	8
グレートベイエリアにおける個人所得税の優遇政策に関する通知	10
【背景】	10
【影響】	10
【主要内容】	10
生育保険と従業員基本医療保険合併実施の全面的推進に関する意見	12
【背景】	12
【影響】	12
【主要内容】	12
商務省による対外貿易経営者覚書登記業務の更なる最適化に関する通知	14
【背景】	14
【影響】	14
【主要内容】	14
増値税改革深化のための政策に関わる解説	16
【背景】	16
【影響】	16
【主要内容】	16

「外商投資法」

【背景】

2019年3月15日、十三回全国人民代表大会第二次會議通過の「中華人民共和国外商投資法」「外商投資法」が「外資三法」(「中外合併経営企業法」、「中外合作経営企業法」、「外資企業法」)にとって代わり、外商投資の基本法となる。2020年1月1日より実施する。「外商投資法」の実施は、中国のビジネス環境をよりよくし、外商投資を奨励促進するものとなる。

【影響】

「外商投資法」は外商投資法律制度を革新し、実施後は「外資三法」にとって代わり、中国が外資を利用する際の新時代の基礎的法律となる。新法の通過と実施は、国外投資者からすればとても大きな明るい知らせである。これは、中国がまた一步積極的開放へ向かったという意味合いを持つ。「外商投資法」は外商投資の基本法として、外商投資の奨励拡大及び開放の精神を深化させて行くためには、まだ国務院及び各地方部門が詳細な補足法規を出すのを待つ必要がある。また各投資者と企業は適時新しい法律、法規に注目し、企業組織形式、組織機構、活動準則及びその他方面に対して相応の調整、新規則に適應し、外商投資の良いチャンスを掴む必要がある。

【主要内容】

「外商投資法」第31条では下記のことを明確にしている。

今後設立の外商投資企業の組織形式、組織機構及びにその他活動準則は「会社法」「パートナーシップ企業法」の規定を適用する。現在すでに成立している外商投資企業には5年の過渡期を与え、5年後新しい法規に従い、企業組織形式と組織時構造を調整する。

新法は、外商投資の直接投資と間接投資の2種に分かれているが、「間接投資」については、更なる規定は作られていない。

新法はまた、内国民待遇への参入を実施し、またネガティブリスト管理制度、外商投資情報報告制度と外商投資安全審査制度を重点とした外商投資管理制度の追加設立、また「ケースバイケースの審査」体制の取り消しを規定している。内国民待遇への加入許可は、投資許可段階において、投資者及びその投資が本国投資者及び投資待遇と同等であることを意味する。ネガティブリストは国务院が発行もしくは発行許可し、投資禁止領域と投資制限領域に分けられる。外商投資のネガティブリスト以外の領域への参入は、内資外資同等の原則に従い管理を行う。以上 3 項の商務部門責任による施策のほか、「外商投資法」はその他政府部門による下記の外商投資管理内容に対しても明確にしている。

- 1) プロジェクトの審査許可の覚書、業界許可
- 2) 外商投資企業の法に依る主管部門で行う納税、会計、外貨手続き
- 3) M&A 中の経営者集約審査
- 4) 銀行、証券などの業界もしくは金融市場投資においてその他規定の適用等

今回実施の「外商投資法」の最大の魅力は、外国投資者と外商投資企業の中国国内においての合法權益を保護することを明確にしている点で、特に外商投資企業でも平等に、国が企業発展を支援する各項目政策に適用することを表している。また、外商投資企業は法に基き政府買付に参与することができ、外商投資企業が中国国内で生産する商品及び提供するサービスに対して、政府の買い付けは平等対応する。知的財産権と技術強制譲渡の行政手段利用禁止等の保護規定なども今回の「外商投資法」の魅力の一つである。

【法規リンク】

「中華人民共和国外商投資法」

http://www.npc.gov.cn/npc/xinwen/2019-03/15/content_2083532.htm